

省エネ家電製品（冷蔵庫・冷凍庫・エアコン）導入補助金

補助対象者

本市に住民登録がある者であり、かつ、補助対象事業に係る購入者であること。

熊本市暴力団排除条例第2条第1号から第3号の規定に該当しない者

市税の滞納がないこと

補助対象要件

2025年3月1日から2026年2月末までの間に市内の店舗で購入されたもの。

熊本市外で購入したもののほか、ネットショッピングや通販などで購入したものも対象外。

以下基準を満たす省エネ家電製品

多段階評価点（統一省エネラベル、省エネ性能）が★4.0以上であるもの。

対象機器については[省エネ型製品情報サイト（外部リンク）](#)をご確認ください。



↑この表示が目印

購入した省エネ家電は新品（未使用品）であること。

中古品などは対象外。展示品は対象。

購入した省エネ家電は補助対象者が所有し、かつ使用するもの。

※リースその他補助対象者に所有権がないものは対象外。

※購入者と異なる者が使用する場合は対象外。

補助対象経費が10万円以上であること。

省エネ家電製品の購入費（工事費等、値引き額、消費税相当額を控除した額）とする。

対象の省エネ家電製品を複数台購入した場合は、その合計額とする。

補助内容

申込受付期間

2025年4月21日（月）～2026年3月6日（金）

補助額

1世帯につき2万円

※同一の年度中にこの補助金の交付を受けて省エネルギー機器等を導入した者またはその者と同一世帯の者は、市長の承認を受けて財産処分をした場合を除き、同一の種類の補助金へ申込むことはできない。

補助枠

500件（予算1,000万円）

補助対象経費

省エネ家電製品の購入費（工事費等、値引き額、消費税相当額を控除した額）とする。なお、対象の省エネ家電製品を複数個購入した場合は、その合計額としてよい。